

2024年11月12日

各 位

会 社 名 株式会社マミーマート 代表者名 代表取締役社長 岩崎 裕文 (コード番号 9823 東証スタンダード) 問合せ先 総合企画室長 芳賀 良太 (TEL. 048-654-2516)

会社分割による持株会社体制への移行、商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 10 月 1 日をもって持株会社体制へ移行するべく、下記のとおり、会社分割(新設分割)(以下、「本新設分割」といいます。)を実施し、同日付で商号を「株式会社マミーマートホールディングス」に変更するとともに、定款の事業目的を戦略管理機能と業務執行機能を明確に分離したグループ戦略管理体制に相応しい内容にすることを決議いたしましたのでお知らせいたします。会社分割及び定款の一部変更につきましては、2024 年 12 月 20 日開催予定の株主総会において承認が得られることを条件として実施いたします。なお、本新設分割は当社単独の新設分割であるため、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

記

I. 本新設分割による持株会社体制への移行

1. 背景と目的

当社は、食生活を通じて地域のお客様の健康と笑顔あふれる豊かな人生を応援する「Enjoy Life!」のグループコンセプトのもと、スーパーマーケット事業である「マミーマート」「生鮮市場 TOP!」「マミープラス」店舗の運営を主たる事業として行っており、2024 年 9 月期の営業収益は 1,607 億円を超え、埼玉県を中心に 78 店舗を出店、運営するに至るまで成長することが出来ました。

このような状況下で当社は、新規出店の更なる増加計画を踏まえ、本業であるスーパーマーケット 事業の運営と、グループ会社全体の管理とを分離し、スーパーマーケット事業の運営に特化すると ともに、グループガバナンスの更なる強化が必要と考え、持株会社体制に移行することが最適と判断 いたしました。

持株会社体制への移行により、持株会社と事業子会社の役割・権限を明確化することで、持株会社はグループ戦略の策定及びグループ経営の監督に特化し、事業子会社を事業執行に専念させることで監督と執行の分離を行い、グループ全体の経営効率の向上を図り、更なる企業価値の向上を実現してまいります。

2. 会社分割の要旨

(1) 本新設分割の日程

定時株主総会基準日	2024年9月30日
本新設分割計画承認取締役会	2024年11月12日
本新設分割計画承認株主総会	2024年12月20日 (予定)
本新設分割効力発生日	2025年10月1日(予定)

(2) 当該組織再編の方式

① 分割方式

当社を分割会社とし、新設分割設立会社 1 社を承継会社とする分社型新設分割を予定しており、現行の当社の営む「マミーマート」「生鮮市場 TOP!」「マミープラス」の運営及び関連事業を本新設分割により設立する「株式会社マミーマート」に承継させます。

(注) 当社は「株式会社マミーマートホールディングス」へ商号変更予定です。

② 当該分割方式を採用した理由

新体制への移行を効率的、かつ、円滑に実施するため、当該分割方式を採用いたしました。

(3) 当該組織再編に係る割当ての内容

本新設分割に際して新設会社「株式会社マミーマート」が普通株式 1,000 株を発行し、当社 に全株式を割り当てます。

(4) 当該組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 当該事項はありません。

(5) 会社分割により増減する資本金

本新設分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

新設会社は、新設分割計画書に定める範囲において、分割期日における当社の分割対象事業に属する資産、負債、各種契約などの権利義務並びに従業員との雇用契約を承継いたします。また、新設会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとします。

(7)債務履行の見込み

当社及び新設会社においては、本新設分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、並びに事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

3. 本新設分割の当事会社の概要

(1) 各当事会社の概要

(1) 有当事芸性の佩安	八中(人力)	如乳入划。
	分割会社	新設会社
	(2024年9月30日時点)	(2025年10月1日時点)
(1) 名称	株式会社マミーマート	株式会社マミーマート
	(2025 年 10 月 1 日付で株式会	
	社マミーマートホールディング	
	スに商号変更予定)	
(2) 所在地	埼玉県東松山市本町二丁目2番	埼玉県東松山市本町二丁目2番
	47 号	47 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岩崎 裕文	代表取締役社長 岩崎 裕文
(4)事業内容	スーパーマーケット「マミーマ	スーパーマーケット「マミーマ
	ート」「生鮮市場 TOP!」「マミー	ート」「生鮮市場 TOP!」「マミー
	プラス」の運営	プラス」の運営
(5)資本金	26 億 6,000 万円	9,000 万円
(6) 設立年月日	1950年4月11日	2025年10月1日(予定)
(7) 発行済株式数	10,796,793 株	1,000 株
(8)決算期	9月30日	9月30日
(9) 大株主及び持株比率	株式会社ライブ・コア 30.08%	株式会社マミーマートホールデ
	住友商事株式会社 20.04%	ィングス 100%
	マミーマート共栄会 8.11%	
	株式会社彩 3.60%	
	株式会社武蔵野銀行 2.80%	
	国分グループ本社株式会社	
	2.21%	
	マミーマート従業員持株会	
	1.69%	
	日本生命保険相互会社 1.64%	
	有限会社岩崎経営研究所	
	1.31%	
	株式会社東和銀行 1.12%	

⁽注) 1.当社は自己株式 796,878 株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております 2.持株比率は自己株式を控除して計算しております

(2) 分割会社の最近決算期の業績(単体)

	2022年9月期	2023年9月期	2024年9月期
純資産(百万円)	25,838	27,241	30,520
総資産(百万円)	59,671	64,716	71,974
1株あたり純資産(円)	2,427.96	2,727.85	3,052.03
営業収益 (百万円)	132,438	144,420	160,086
営業利益 (百万円)	4,133	5,188	5,579
経常利益(百万円)	4,633	5,677	6,074
当期純利益(百万円)	2,958	3,836	4,123
1株当たり当期純利益(円)	278.07	366.08	412.52

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容 スーパーマーケット「マミーマート」「生鮮市場 TOP!」「マミープラス」の運営

(2) 分割または承継する部門の経営成績

項目	分割事業 (a)	当社実績 (b)	比率 (a/b)
営業収益(百万円)	160,086	160,086	100.00%
売上総利益 (百万円)	35,007	35,007	100.00%

(単位:百万円、特記しているものを除く。)

(3) 分割または承継する資産及び負債の項目並びに帳簿価格 (2024年9月30日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産 (百万円)	10,351	流動負債(百万円)	14,845
固定資産(百万円)	18,253	固定負債(百万円)	13,513
合計(百万円)	28,604	合計(百万円)	28,358

⁽注) 分割する資産及び負債の金額については、上記の金額に効力発生日の前日までを 加除した上で確定します。

5. 分割後の状況

	分割会社	新設会社
(1) 名称	株式会社マミーマート ホールディングス	株式会社マミーマート
(2)所在地	埼玉県東松山市本町二丁目 2番47号	埼玉県東松山市本町二丁目 2番47号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岩崎 裕文	代表取締役社長 岩崎 裕文
(4)事業内容	グループの経営戦略管理に 関する事業、及びその他上 記の業務に付帯する業務	スーパーマーケット「マミ ーマート」「生鮮市場 TOP!」 「マミープラス」の運営
(5) 資本金	26 億 6,000 万円	9,000 万円
(6)決算期	9月30日	9月30日

6. 今後の見通し

本新設会社は当社の100%子会社となるため、本新設分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

Ⅱ. 商号の変更及び定款の一部変更

1. 商号の変更

(1)変更の理由

「I. 本新設分割による持株会社体制への移行」に記載のとおり、2025 年 10 月 1 日をもって新グループ体制に移行し、当社の商号を変更します。

(2) 新商号(英語表記)

株式会社マミーマートホールディングス(英文: Mammy Mart Holdings Corporation)

(3)変更予定日 2025年10月1日

2. 定款の一部変更

(1)変更の理由

商号変更に伴い、商号及び目的を変更するため、現行定款第1条(商号)及び第2条(目的) について所要の変更及び一部追加を行うものであります。

なお、第1条(商号)及び第2条(目的)の変更については、2024年 12月 20日開催予定の定時株主総会において新設分割計画が承認可決され、かつ本議案が承認可決されることを条件として、2025年 10月1日付でその効力が生ずるものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

(1	
現行定款(抜粋)	変更案
(商号)	(商号)
第1条 当会社は、株式会社マミーマートと称し、	第1条 当会社は、株式会社マミーマートホールデ
英文では、 <u>Mammy Mart Corporation</u> と	<u>ィングス</u> と称し、英文では、 <u>Mammy Mart</u>
表示する。	<u>Holdings Corporation</u> と表示する。
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とす	第2条 当会社は、次の事業及び以下の事業を営む
<u>る。</u>	会社およびこれに相当する業務を営む外
	国会社の株式または持ち分を所有するこ
	とにより、当該会社等の事業活動を支配又
	は管理することを目的とする。
(1) 食料品の販売、製造、加工	(1) 食料品の販売、製造、加工
(2) 佃煮の製造販売、漬物の製造販売	(2) 佃煮の製造販売、漬物の製造販売
(3) 米飯および米穀の販売	(3) 米飯および米穀の販売
(4) 料理の仕出し、飲食店の営業	(4) 料理の仕出し、飲食店の営業
(5) 日用品雑貨および化粧品の販売	(5) 日用品雑貨および化粧品の販売
(6) 衣料品の販売	(6) 衣料品の販売
(7) 書籍雑誌の販売	(7) 書籍雑誌の販売
(8) 煙草および塩の販売	(8) 煙草および塩の販売
(9) 医薬品の販売	(9) 医薬品の販売
(10) 酒類販売	(10) 酒類販売
(11) クリーニング業	(11) クリーニング業
(12) 損害保険代理業	(12) 損害保険代理業
(13) 寝装寝具の販売	(13) 寝装寝具の販売
(14) 生命保険の募集に関する業務	(14) 生命保険の募集に関する業務
(15) 自動車、自転車ならびにその付属品類の販	(15) 自動車、自転車ならびにその付属品類の販
売	売

- (16) 時計、カメラ、運動用品、家庭用電気製品、 インテリア用品の販売
- (17) 家具、事務用機器、通信機器ならびにその 付属品類の販売
- (18) 宝石、貴金属の販売
- (19) 不動産の売買、仲介ならびに斡旋
- (20) 不動産の賃貸および管理
- (21) 小売業務に関するコンサルタント業務
- (22) 経営相談に関する講師派遣業務
- (23) 事務用機器のリース業
- (24) 食料品、日用雑貨の製造および販売用什器、 備品機械装置のリース業
- (25) 土地、建物の清掃、保全、管理、警備およ び産業廃棄物処理業務
- (26) 情報処理サービス業および情報提供サービ
- (27) 一般旅行業、旅行代理店業
- (28) 貨物自動車運送業
- (29) 公衆浴場の経営
- (30) 第1種貨物利用運送事業
- (31) 倉庫業
- (32) 前各号に付帯する一切の業務

- (16) 時計、カメラ、運動用品、家庭用電気製品、 インテリア用品の販売
- (17) 家具、事務用機器、通信機器ならびにその 付属品類の販売
- (18) 宝石、貴金属の販売
- (19) 不動産の売買、仲介ならびに斡旋
- (20) 不動産の賃貸および管理
- (21) 小売業務に関するコンサルタント業務
- (22) 経営相談に関する講師派遣業務
- (23) 事務用機器のリース業
- (24) 食料品、日用雑貨の製造および販売用什器、 備品機械装置のリース業
- (25) 土地、建物の清掃、保全、管理、警備およ び産業廃棄物処理業務
- (26) 情報処理サービス業および情報提供サービ
- (27) 一般旅行業、旅行代理店業
- (28) 貨物自動車運送業
- (29) 公衆浴場の経営
- (30) 第1種貨物利用運送事業
- (31) 倉庫業
- (32) 前各号に付帯する一切の業務

(3) 日程

定款変更承認株主総会

2024年12月20日(予定)

定款変更の効力発生日(第1条及び第2条) 2025年10月1日(予定)

以上